

2024 年度

建 設 副 産 物 実 態 調 査

利用量・搬出先調査

記入要領

2 0 2 4 年 6 月

国 土 交 通 省

2024年度建設副産物実態調査 利用量・搬出先調査票

記入要領

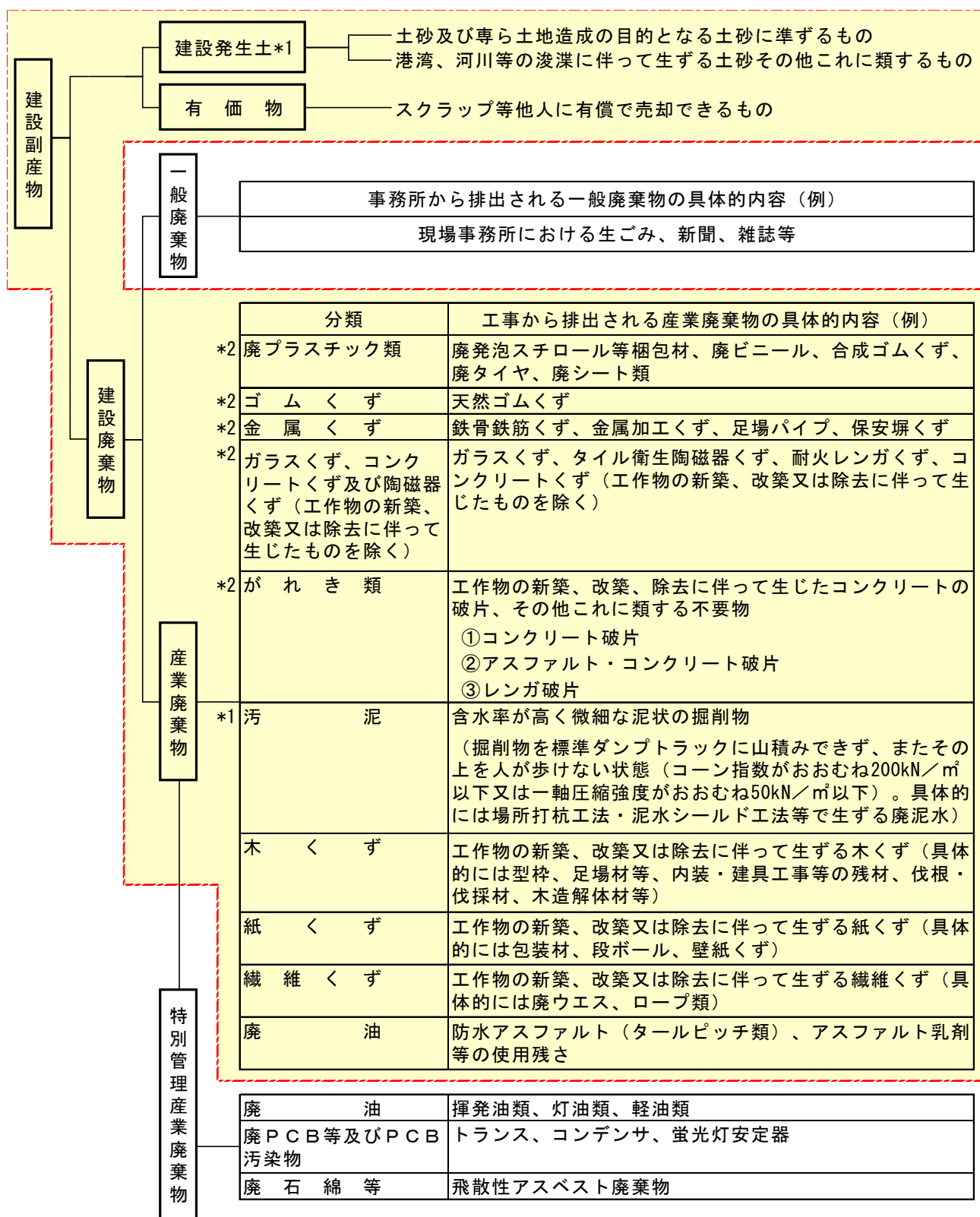
1. 調査の目的

国土交通省では、平成7年度より概ね5年周期で建設副産物の実態を把握するために、「**建設副産物実態調査**」（以下、「**実態調査**」という。）を実施してきました。これらの調査結果は「**建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律**」（以下、「**建設リサイクル法**」という。）や「**建設リサイクル推進計画**」などの諸施策に関する検討やその進捗状況の把握、評価等に役立てています。

2024年度は、「**建設リサイクル推進計画 2020**」（以下、「**推進計画 2020**」という。）の達成基準の達成状況及び建設リサイクル推進計画などの諸施策に関する検討のための基礎情報を把握するため、「**2024年度建設副産物実態調査**」（以下、「**2024実態調査**」という。）を実施します。

- ・建設副産物：建設工事に伴い副次的に得られるものをいい、工事現場外に搬出される土砂（建設発生土）、がれき類（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊）、木くず（建設発生木材）のほか、建設汚泥、紙くず、金属くず、ガラスくずなどが含まれる。
- ・建設廃棄物：産業廃棄物のうち、がれき類、汚泥、木くず、紙くず、繊維くず、廃プラスチック、ガラスくず及び陶磁器くずなど、建設工事により発生した廃棄物が該当する。

本調査は、統計法第19条に基づく一般統計調査であり、調査により得られた情報は、統計調査の目的以外のために利用することはありません。



： 2024 実態調査
での調査範囲

- *1 土壌汚染対策法に基づく汚染土壌は対象外。
*2 安定型最終処分場に持ち込みが可能な品目。ただし石膏ボード、廃ブラウン管の側面部（以上ガラスくず及び陶磁器くず）、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板（以上金属くず）、廃プリント配線板（廃プラスチック類、金属くず）、廃容器包装（廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず、金属くず）は除く。

図 1 調査対象となる建設副産物の範囲

2. 調査対象工事

本調査票は、貴社が元請として請け負った 2024 年度（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの間）に全国で完成した公共工事及び民間公益企業発注工事（以下、「民間公益工事」という）、民間工事を対象に実施します（表 1～3、図 2 参照）。したがって、2023 年度以前に着工した工事であっても、2024 年度に完成した工事は対象になります。また、2024 年度に着工した工事であっても、2025 年度以降に完成する工事は含みません。記入する数量は、原則として 着工から完成までの全工期中の量を対象とします（図 3 参照）。

※例外事項：複数年度にまたがる債務負担工事等の取扱いについて

請負金額は、当該年度の年割り額（発注者に確認のうえ記入）を記入し、工事内容については当該年度分の建設資材利用量、建設副産物発生量・搬出量等のみ記入することとします。

表 1 調査対象者と調査対象工事内容

発注者	調査対象者	調査対象工事内容
公共、特殊法人等、 民間公益企業	公共工事等の元 請業者 (表 2 参照)	2024 年度に完成した工事のうち、「請負金額が 100 万円以上」の全ての工事を対象（図 3 参照）
民間 (民間公益除く)	民間工事(民間公益除く)の元請業者 (表 2 参照)	民間工事のうち、次の①又は②の工事を対象 ①2024 年度に完成した「資源の有効な利用の促進に関する法律（以下、「資源有効利用促進法」という。）」に基づく省令に定められた一定規模以上の工事（表 3 参照） ②2024 年 9 月に完成した「請負金額が 100 万円以上」の全ての工事（表 4 参照）

表2 工事区分と調査対象工事

工事区分		調査対象工事	記入者
公共工事	国土交通省直轄	地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局の発注工事	公共工事の元請業者 J V 工事については、代表会社を作成
	農林水産省直轄	地方農政局の発注工事	
	その他国の機関	文部科学省、防衛省の発注工事	
	特殊法人等	国土交通省、農林水産省所管の特殊法人等	
	都道府県	都道府県及びその外郭団体の発注工事	
	政令市	政令指定都市及びその外郭団体（地下鉄含む）の発注工事	
	市区町村（政令市除く）	東京23区、政令市以外の市町村及びその外郭団体の発注工事	
民間公益工事 ・電力 ・ガス ・電気通信 ・J R ・大手私鉄各社		各地方の電力会社、ガス会社、電気通信系会社、J R、大手私鉄各社の発注工事	民間公益工事の元請業者 J V 工事については、代表会社を作成
		電力 北海道電力、東北電力、北陸電力、東京電力ホールディングス、中部電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、沖縄電力、電源開発	
		ガス 北海道ガス、北陸ガス、東京ガス、京葉ガス、東邦ガス、サラーエナジー、大阪ガス、広島ガス、四国ガス、西部ガス	
		通信 東日本電信電話、西日本電信電話、NTTコミュニケーションズ、KDDI、ソフトバンク	
		鉄道 北海道旅客鉄道、東日本旅客鉄道、東海旅客鉄道、西日本旅客鉄道、四国旅客鉄道、九州旅客鉄道、日本貨物鉄道、東武鉄道、西武鉄道、京成電鉄、京王電鉄、小田急電鉄、東京急行電鉄、京浜急行電鉄、東京地下鉄、相模鉄道、名古屋鉄道、近畿日本鉄道、南海電気鉄道、京阪電気鉄道、阪急電鉄、阪神電気鉄道、西日本鉄道	
民間工事 （民間公益工事を除く）		次の協会の加盟会社が元請する工事のうち、民間工事（個人発注も含む） ・一般社団法人日本建設業連合会 ・一般社団法人プレハブ建築協会 ・一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会 ・一般社団法人日本木造住宅産業協会 ・一般社団法人日本道路建設業協会 ・一般社団法人全国建設業協会加盟の都道府県建設業協会 ・公益社団法人全国解体工事業団体連合会加盟の都道府県解体業協会 ・一般社団法人全国工務店協会	民間工事の元請業者 J V 工事については、代表会社を作成

表3 資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事

再生資源利用計画書（実施書）	再生資源利用促進計画書（実施書）
次のいずれか1つでも満たす建設資材を搬入する建設工事 1. 土砂・・・・・・・・・・500m ³ 以上 2. 砕石・・・・・・・・・・500トン以上 3. 加熱アスファルト混合物・・・200トン以上	次のいずれか1つでも満たす指定副産物を搬出する建設工事 1. 土砂・・・・・・・・・・500m ³ 以上 2. コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材の合計・・・・・・・・・・200トン以上

※調査票の対象品目は、資源有効利用促進法で定められている品目ではありませんが、調査対象となる工事の中でこれらの品目が利用又は発生する場合には、あわせてご回答ください。

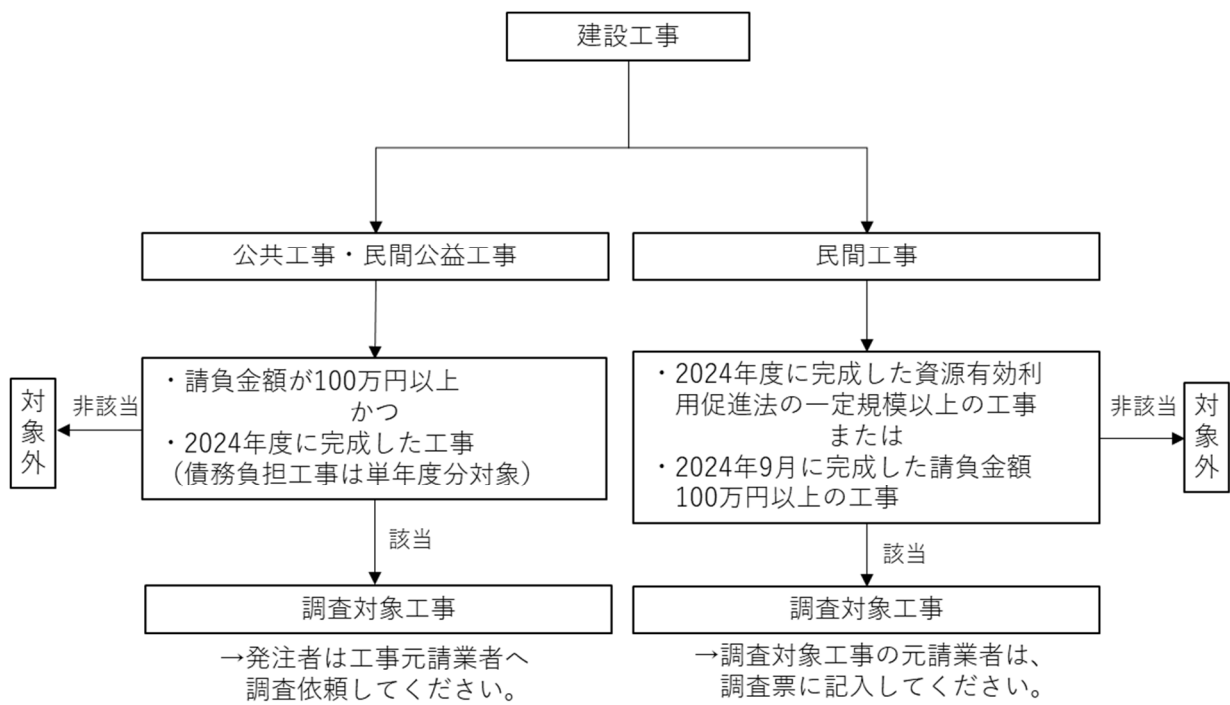


図2 利用量・搬出先調査の対象範囲

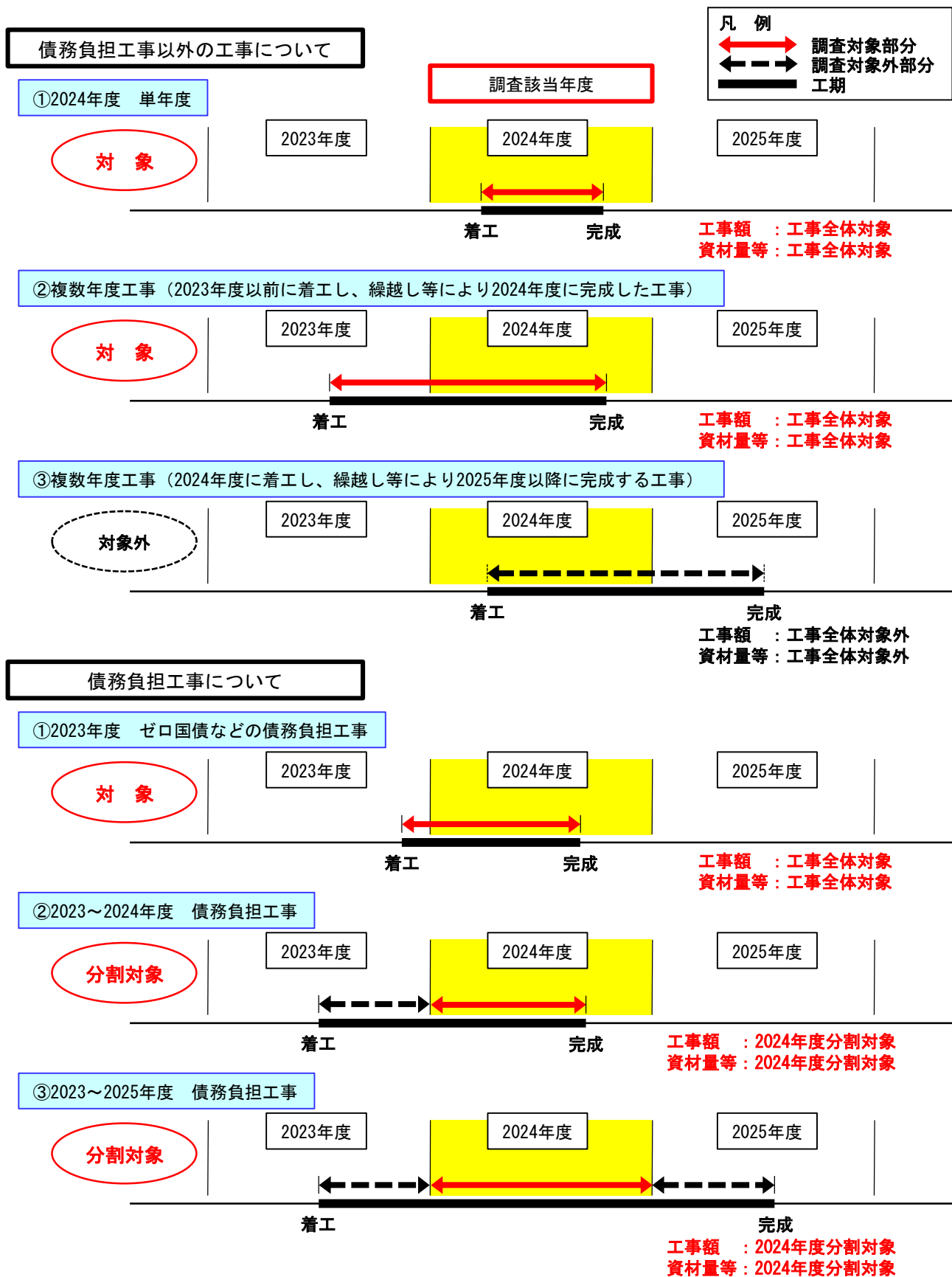


図3 調査対象工事の年度の考え方

表4 民間工事の調査対象工事の期間

パターン	対象/対象外	2023年度		2024年度												2025年度
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
パターン①	対象外	●————●														
パターン②	対 象	●————●														
パターン③	対象外		●————●													
パターン④	対 象		●————●													
パターン⑤	対象外			●————●												
パターン⑥	対象外							●————●								
パターン⑦	対象外										●————●					

3. 調査対象品目

本調査の対象品目は、搬入する建設資材と、搬出する建設副産物があり、具体的な品目は、下表のとおりです。

表5 調査対象品目

搬入する建設資材	搬出する建設副産物
・土砂 ・コンクリート ・木材 ・アスファルト・コンクリート ・砕石	・コンクリート塊（がれき類） ・アスファルト・コンクリート塊（がれき類） ・建設発生木材A（木くず） （柱・ボードなどの木材が廃棄物となったもの） ・建設発生木材B（木くず） （立木、除根材などが廃棄物となったもの） ・建設汚泥 ・金属くず ・紙くず ・廃プラスチック（廃塩化ビニル管・継手を除く） ・廃塩化ビニル管・継手 ・廃石膏ボード ・その他の分別された廃棄物 （ガラスくず、陶磁器くず、繊維くずなど） ・混合状態の廃棄物（建設混合廃棄物） ・建設発生土

4. 調査票の記入方法

利用量・搬出先調査では、国土交通省のホームページに掲載している「2024年度建設副産物実態調査入力シート（Excel版）」（以下、「2024実態調査入力シート」という。）を用いて作成してください。

なお、特に公共工事を中心に利用されている「建設副産物情報交換システム」（以下、「COBRIS」という。）、あるいは国土交通省のホームページより配布している「建設リサイクル報告様式（Excel）」で「再生資源利用〔促進〕実施書」（以下、「実施書」という。）を作成した場合は、「2024実態調査入力シート」で改めて作成・提出する必要はありません。

記入に際しては、「6. 記入上の注意」をよくお読みになり、記入例を参考にご記入ください。

調査票の記入方法に関する問い合わせ先

別添の「調査票の記入方法に関する問い合わせ先一覧」をご確認ください。

5. 調査票の提出方法

【記入者における対応】

調査対象工事の元請業者の方は、工事完了後、調査票を記入してください。

当該工事が公共工事および民間公益工事の場合は、調査票を発注者に提出してください。

また、当該工事が民間工事（民間公益工事を除く）の場合は、調査票を一旦各社の取りまとめ担当（本社）に提出してください。

なお、作成した調査票データは、自社で工事完成後1年間保存して下さい。内容に関して後日問い合わせをする場合があります。

【各社の取りまとめ担当（本社）における対応（民間工事の場合）】

当該工事が民間工事（民間公益工事を除く）の場合は、各元請業者の取りまとめ担当（本社）で一旦取りまとめ、本社がある都道府県を管轄する各地方「建設副産物対策連絡協議会」（以下、「連絡協議会」という。）事務局（別紙参照）に提出してください。

【公共工事、民間公益工事担当者における対応】

調査対象工事の元請業者の方より提出された調査票の内容を必ず確認してください（請負金額、建設資材利用量、建設副産物発生・搬出量、搬出先情報など）。

調査票の内容が正しければ、各事務所、支社のとりまとめ及び本社・本庁のとりまとめ担当を経由して、管轄する連絡協議会事務局（別紙参照）に提出してください。

なお、調査票の提出方法は、表6のとおりです。

表6 調査票データの提出方法

	調査票の記入	調査票（データ）の 提出方法	提出の流れ	
			公共・民間 公益工事	民間工事
①	2024 実態調査入力シートを利用した場合	電子メール等で提出（紙の調査票を提出する必要はなし）	元請業者 ⇒工事発注者 ⇒とりまとめ担当 ⇒事務局	元請業者 ⇒とりまとめ担当 ⇒事務局
②	実施書を利用した場合	電子メール等で提出（紙の調査票を提出する必要はなし）	元請業者 ⇒工事発注者 ⇒とりまとめ担当 ⇒事務局	元請業者 ⇒とりまとめ担当 ⇒事務局
③	建設副産物情報交換システム（COBRIS）を利用した場合	提出する必要なし（登録のみ）		

注：上記データの重複提出には、十分注意して下さい。

最終提出期限：2025 年 6 月 30 日（月）（期限厳守）

ただし、民間工事のうち、2024 年 9 月に完成した「請負金額 100 万円以上」の全ての工事の提出期限は、2024 年 11 月 29 日（金）とします。

6. 記入上の注意

- ①提出した調査票の記入内容について問い合わせる場合がありますので、調査票データを工事完成後1年間保存してください。なお、問い合わせに際しては、請負会社記入欄の調査票記入者もしくは工事責任者に問い合わせますので、それぞれの担当者名、連絡先（電話番号、FAX番号）を必ず記入してください。
- ②利用量・搬出先調査の調査票は、「土木工事用」、「建築工事用」、「解体工事用」の3種類に分かれています。工事の種類により、調査票を選択して下さい。
特に、解体工事と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、新築分は「建築工事用」の調査票に、解体分は「解体工事用」の調査票に分けて記入して下さい。
- ③「法人番号」とは、国税庁が、平成25年5月24日に成立(平成25年5月31日公布)した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、法人に対して法人番号を指定し、対象の法人へ通知した後、商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地とともに公表している番号を指します。以下の国税庁法人番号公表サイトにて、法人名、住所等から検索することができます（法人番号を取得していない個人事業者等は記入不要です）。 国税庁法人番号公表サイト：<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>
- ④建設資材および建設副産物の調査対象品目の内容は、表7～8を参照してください。
- ⑤発生量などの数値は、発生・利用しているにも関わらず、四捨五入して「0.000」となる場合は、「0.001」と記入して下さい。
例：建設発生木材Aが「0.4」kg発生した場合：「0.0004」トン⇒「0.001」トン
- ⑥請負金額や建設副産物発生量などの桁間違いに十分注意して記入して下さい。なお、「請負金額」及び「運搬距離」については、記入桁が指定されていますので、ご注意ください。
例：請負金額「12555000」円⇒「1256」万円
例：運搬距離「0.4」km⇒「1」km
- ⑦重量換算について
土砂、碎石、建設発生土以外の品目の数量単位は重量（トン）で記入してください。
体積から重量への換算は、個々の実態に基づいて記入して下さい。
実態値がない場合には、換算表（表10）を参考にして記入してください。
- ⑧建設発生土の指定利用等については、箇所毎に全て選択してください（表11参照）。
- ⑨再生資材の供給元及び建設副産物の搬出先については、箇所毎に全ての内訳を記入してください（搬出先種類：表12参照）。
ただし、建設副産物のうち「その他の分別された廃棄物」については、搬出先種類毎（売却、再資源化施設など）に1箇所として合算して記入してください。
搬出先が不明または選択項目にない場合は、お問合せください。
- ⑩債務負担工事でCOBRIS入力する場合は、2024年度分を分割し、工事件名の前に「(実態調査用)」と記入し、別途登録してください。

表7 建設資材利用〔調査対象品目〕

分類	小分類	具体的品目説明
土砂	山砂、山土などの新材（採取土、購入土）	土砂採取場で採取された山砂、山土で、埋め戻し、盛土等、土砂搬入工事に使用するために購入された土砂
	土質改良土（土質改良プラントからの購入土）（第1～4種改良土）	工事等で発生した低品質の建設発生土を再利用するために、土質改良プラントにて石灰やセメント等を添加して含水比を低下させたり、粒度調整をしたりして、ある一定基準を満たす品質に高められた建設発生土（第1種改良土～第4種改良土） ただし、含水比低下、粒度調整などの物理的な処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行った場合は、改良土に分類されない。
	建設発生土（第1～4種建設発生土、浚渫土以外の泥土）	工事等で発生した土砂のことで、建設資材として再利用が可能なもの。土質区分については、表9参照。
	浚渫土	港湾、河川等の浚渫に伴って生ずる土砂その他これに類するもの。
	建設汚泥処理土（第1～4種処理土）	工事等で発生した建設汚泥を脱水、乾燥、安定処理等の改良を行い、土質材料として利用できる性状としたもの（第1種建設汚泥処理土～第4種建設汚泥処理土）
	再生コンクリート砂	コンクリート塊から製造した砂
コンクリート	コンクリート用再生骨材 H、M、L を用いた生コンクリート	コンクリート用再生骨材（H、M、L）を用いた生コンクリート
	上記以外の生コンクリート（新材も含む上記以外の全て）	「上記以外の生コンクリート」には、次のような製品がある。 上記の「コンクリート用再生骨材（H、M、L）」以外の再生骨材を用いた生コンクリート又は、新材骨材を用いた生コンクリート
	コンクリート用再生骨材 H、M、L を用いたコンクリート二次製品（有筋、無筋を問わず）	PC板、コンクリート平板・U字溝等、有筋・無筋を問わず原材料がコンクリートで造られた製品のうち、コンクリート用再生骨材（H、M、L）を用いたものを記入。
	上記以外のコンクリート二次製品（新材も含む上記以外の全て。有筋、無筋を問わず）	「上記以外のコンクリート二次製品」には、次のような製品がある。 上記の「コンクリート用再生骨材（H、M、L）」以外の再生骨材を用いたコンクリート二次製品又は、新材骨材を用いたコンクリート二次製品
木材		板材、パーティクルボード、合板、集成材（ボード）、繊維板など角材、集成材（ボード除く）、植生基盤材など（植栽用の樹木は除く）。
アスファルト・コンクリート		アスファルト・コンクリートには、次の品目がある。 ・粗粒度アスファルト混合物 ・密粒度アスファルト混合物 ・細粒度アスファルト混合物 ・開粒度アスファルト混合物 ・改質アスファルト混合物 ・アスファルト・モルタル ・加熱アスファルト安定処理混合物
砕石	鉱さい	高炉スラグ、転炉スラグ、電気炉スラグ
	クラッシャーラン	岩石等を破碎した碎石、又は、コンクリート塊から製造した骨材に必要な応じて補足材料を加えて混合した路盤材料（再生クラッシャーラン）
	ぐり石、割ぐり石、自然石	玉石大に割った石。原石を破碎した石。天然のままの、加工してない石。
	その他の砕石	その他の砕石として、次の品目がある。 ・粒度調整碎石 （一定範囲の粒度となるよう調整した碎石、又は、コンクリート塊から製造した骨材に必要な応じて補足材料を加えたものを適当な割合で混合して粒度調整した路盤材（再生粒度調整碎石）） ・単粒度碎石 （均一の粒度となるよう調整した碎石）

表 8 建設副産物搬出〔調査対象品目〕

調査対象品目の名称 (発生時の性状で区分)			定 義
建設 廃 棄 物	がれ き類	コンクリート塊	コンクリートの破片、コンクリートブロック
		アスファルト・コンクリート塊	アスファルト・コンクリートの破片
	木く ず	建設発生木材 A (柱、ボードなどの木材が廃棄物となったもの)	木材(角材、合板、パーティクルボード、集成材、繊維板等)が廃棄物となったもの ※伐木材、除根材、剪定枝、除草等は含まない。
		建設発生木材 B (立木、除根材などが廃棄物となったもの)	伐木材、除根材等 ※ただし、剪定枝、除草等は含まない
	建設汚泥		・建設工事等に係わる掘削工事に伴って排出されるもののうち、標準ダンプトラックに山積みができず、またその上を人が歩けない状態のもの(コーン指数がおおむね 200kN/m^2 (2kgf/a) 以下または一軸圧縮強さが 50kN/m^2 (0.5kgf/a) 以下) ・廃ベントナイト泥水 ・リバーズ工法等に伴う廃泥水 出典:「建設廃棄物処理ガイドライン」(株ぎょうせい (1990.6.20 発行) 「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」 (H2 厚生省衛産 37 号)
	金属くず		鉄骨鉄筋くず、金属加工くず等
	紙くず		工事現場で使用した紙類、ダンボール類
	廃プラスチック (廃塩化ビニル管・継手を除く)		フィルム、発泡スチロール等の包装資材等 ※廃塩化ビニル管・継手は、廃塩化ビニル管・継手の欄に記入してください。
	廃塩化ビニル管・継手		塩化ビニル管・継手が廃棄物となったもの
	廃石膏ボード		石膏ボードが廃棄物となったもの
	その他分別された廃棄物		上記以外の廃棄物で現場分別し、排出されたもの (ガラスくず、陶磁器くず、繊維くず、廃油)
	混合状態の廃棄物 (建設混合廃棄物)		上記の建設廃棄物が混合状態となったもの
建設発生土	表 9 参照 第 1 種建設発生土 ～浚渫土 (建設汚泥を除く)		・建設工事に伴い発生する土砂や浚渫土

注 1) 土壌汚染対策法に基づく汚染土壌は対象外です。

注 2) 一般廃棄物は対象外です。

注 3) 上表の区分は、原則として発生した時点での状態で判断してください。

但し、「混合状態の廃棄物(建設混合廃棄物)」は、現場外へ搬出する状態で判断し、発生と搬出の間に分別された場合には、分別後の品目が発生したものと見なすこととします。

注 4) 分類の不明確なものについては、実際の処理に合わせて記入していただいて結構です。

表 9 土質区分

区分	細区分	コーン指数 qc kN/m ²	土質材料の工学的分類		含水比 (地山) W _n (%)	実態調査上 の区分
			大分類	土 質		
第 1 種建設発生土 砂、礫及びこれらに 準ずる物	第 1 種	—	礫質土	礫 {G} 砂礫 {G S}	—	第 1 種 建設発生土
	砂質土		砂 {S} 礫質土 {S G}			
	第 1 種 改良土		人工材料	改良土 {I}	—	改良土
第 2 種建設発生土 砂質土、礫質土及び これらに準ずる物	第 2 a 種	800 以上	礫質土	細粒分まじり礫 {G F}	—	第 2 種 建設発生土
	第 2 b 種		砂質土	細粒分まじり砂 {S F}	—	
	第 2 種 改良土		人工材料	改良土 {I}	—	改良土
第 3 種建設発生土 通常の施工性が確 保される粘性土及 びこれに準ずる物	第 3 a 種	400 以上	砂質土	細粒分まじり砂 {S F}	—	第 3 種 建設発生土
	第 3 b 種		粘性土	シルト {M} 、 粘土 {C}	40%程度 以下	
			火山灰質 粘性土	火山灰質 粘性土 {V}	—	
	第 3 種 改良土		人工材料	改良土 {I}	—	改良土
第 4 種建設発生土 粘性土及びこれに 準ずる物〔第 3 種建 設発生土を除く〕	第 4 a 種	200 以上	砂質土	細粒分まじり砂 {S F}	—	第 4 種 建設発生土
	第 4 b 種		粘性土	シルト {M} 、 粘土 {C}	40～ 80%程度	
			火山灰質 粘性土	火山灰質粘性土 {V}	—	
			有機質土	有機質土 {O}	40～ 80%程度	
	第 4 種 改良土	人工材料	改良土 {I}	—	改良土	
泥 土	泥土 a	200 未満	砂質土	細粒分まじり砂 {S F}	—	泥土 (浚渫工事 に伴う泥土 は浚渫土)
	泥土 b		粘性土	シルト {M} 、 粘土 {C}	80% 程度以上	
			火山灰質 粘性土	火山灰質粘性土 {V}	—	
			有機質土	有機質土 {O}	80% 程度以上	
	泥土 c		高有機質 土	高有機質土 {P t}	—	

注) 掘削方法による区分の考えは、次のとおり。

- ・排水に考慮するが、降水、浸出地下水等により含水比が増加すると予想される場合は、1 ランク下の区分とする。
- ・水中掘削等による場合は、2 ランク下の区分とする。

出典：「発生土利用基準について」(平成 18 年 8 月 10 日国官技第 112 号、国官総第 309 号、国営計第 59 号)

＜重量換算について＞

体積から重量への換算は、個々の実態に基づいて記入してください。

実態値がない場合には、換算表（表 10）を参考にして記入してください。

表 10 〈参考〉重量換算係数（ t/m^3 ）

品目	荷積み状態での換算値		実体積による換算値	産業廃棄物 (環境省) ^{※注2}
	建廃ガイドライン値 ^{※注1}	参考値	参考値	
建設汚泥	1. 2～1. 6	1. 4	1. 4	1. 1 0
コンクリート塊	(建設廃材 1. 6～1. 8)	1. 8	2. 3 5 (無筋)	1. 4 8
アスファルト ・コンクリート塊		1. 8	2. 3 5	
建設発生木材	0. 4～0. 7	0. 5		0. 5 5
建設混合廃棄物			0. 2 4～ 0. 3 0 ^{※注3}	0. 2 6
碎石	—	—	2. 0 ^{※注4}	—
廃プラスチック	—	—	1. 1	0. 3 5
廃塩化ビニル管・ 継手	—	2 0 0 ^{※注5} (kg/m^3) (管・パイプ)		
廃石膏ボード	—	0. 6 5 ～0. 8 ^{※注6}		
紙くず	—	—	0. 5	0. 3 0
アスベスト	—	—	0. 9	0. 3 0

注1) 建廃ガイドライン値：『建設廃棄物処理ガイドライン』厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室監修』による値

注2) 産業廃棄物（環境省）：『産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について』（環産廃発第 061227006 号）の別添 2 に示された換算係数。ただし、建設廃棄物に限定するものではないため、注意が必要。

注3) 建設混合廃棄物は（社）建築業協会及び（社）全国産業廃棄物連合会の混合廃棄物組成分析調査結果による。

注4) 盛土状態での換算値。『道路橋示方書・同解説』（社）日本道路協会』等による値。

注5) 塩化ビニル管・継手協会のリサイクル協力会社における値。

注6) （一社）石膏ボード工業会『石膏ボードハンドブック』による値。

表11 指定利用等の定義

区分	具体的説明
指定利用等 A	発注時に発注者から搬出先を指定されたもの
指定利用等 B	発注時には発注者から搬出先を指定されていないが、 発注後に設計変更し発注者から搬出先を指定されたもの
自由処分	発注者から搬出先が指定されないもの

※発注時に発注者から搬出先を指定されていたが、設計変更で搬出先が変更された場合は、「指定利用等 A」とする。

表 12 搬出先種類の定義（１）

建設発生土の場合	
コード	具体的説明
1 売却	・ 搬出工事の請負会社が建設発生土を売却してその代価を得た場合
2 他の工事現場（内陸）	・ 内陸の建設発生土を必要とする工事（公共、民間は問わない）への搬出（売却は除く） 例：埋め戻し、盛土、路盤材、池沼の埋立、宅地造成、土地改良等
3 他の工事現場（海面）	・ 海面埋立工事、海岸・海浜事業等
4 土質改良プラント 5	・ 土質改良プラントへの搬出（再利用される工事予定の有無にかかわらず） ※国登録ストックヤードについては、表 12（２）参照
6 スtockヤード（工事予定地 7 を含む） （再利用の目的がある場合）	・ 工事計画及び事業計画等（農地の嵩上げ、宅地造成、災害用の備蓄も含む）がある予定地（仮置場）へ搬出した場合 建設発生土の一時保管場所（仮置場）、積換施設への搬出で、再利用の目的がある場合 ※国登録ストックヤードについては、表 12（２）参照
8 スtockヤード（工事予定地 9 を含む） （再利用の目的がない場合）	・ 建設発生土の一時保管場所（仮置場）、積換施設への搬出で、再利用の目的がない場合 ※国登録ストックヤードについては、表 12（２）参照
10 採石場・砂利採取跡地等復旧事業	・ 碎石や砂利を採取した窪地等の跡地を復旧（埋め戻し）するために搬出した場合
11 廃棄物最終処分場 （覆土としての受入）	・ 廃棄物処理法で規定された最終処分場の覆土として搬出した場合
12 廃棄物最終処分場 （覆土以外の受入）	・ 廃棄物処理法で規定された最終処分場（覆土以外）へ搬出した場合
13 土捨場・残土処分場	・ 公共、民間を問わず建設発生土受入地（土捨場・残土処分場）へ搬出した場合

表12 搬出先種類の定義（２）

区分	具体的説明
国登録ストックヤード	資源有効利用促進法省令の改正により、令和５年５月より登録スタートした「ストックヤード運営事業者登録制度」に登録したストックヤード
国登録ストックヤード以外	上記の「ストックヤード運営事業者登録制度」に登録していないストックヤード

表 12 搬出先種類の定義（３）

建設廃棄物の場合			
コード	定 義		
1 売却	搬出工事の請負会社が建設廃棄物（発生時点）を売却してその代価を得た場合（有価物）		
2 他の工事現場	廃棄物処理法に規定された「再生利用指定制度」（個別指定制度、一般指定制度、大臣認定）を活用して、建設廃棄物を必要とする工事（公共、民間は問わない）へ搬出（売却は除く）		
3 広域認定制度による処理	廃棄物処理法に規定された「広域認定制度」を活用して、当該製品の製造、加工、販売等の事業を行う者が適正な処理を行った場合		
4 中間処理施設（再資源化施設：合材プラント）	アスファルト・コンクリート塊を破砕処理し、再生アスファルト合材用骨材として利用している合材プラント		
5 中間処理施設（再資源化処理：合材プラント以外）	建設廃棄物の破砕、脱水等の再生・再資源化処理をする中間処理施設への搬出で、以下に例を示す。		
	建設廃棄物の種類	施設の種類	主な再生材
	アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊（がれき類）	建設廃材処理施設（アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊の破砕施設）	再生砕石
	建設発生木材（木くず）	チップ化施設、選別施設処理施設	木材チップ
	建設汚泥	汚泥処理施設（汚泥の脱水、天日乾燥、汚泥の焼成施設等）	流動化処理土 改良建設汚泥
	廃プラスチック	廃プラスチック処理施設（ペレット化、油化、熔融固化等）	ペレット、再生油、固形燃料
	廃塩化ビニル管・継手	廃塩化ビニル管・継手処理施設	塩化ビニル管
	廃石膏ボード	廃石膏ボード処理施設	石膏ボード
	混合状態の廃棄物（建設混合廃棄物）	選別施設	土砂、コンクリート塊、木くず、廃プラ等の単品
6 中間処理施設（サーマルリカバリー）	建設廃棄物を熱源として利用し熱回収（サーマルリカバリー）する中間処理施設への搬出で、以下に例を示す。		
	建設発生木材（木くず）	燃料化施設を有する建設発生木材処理施設 例：バイオマス発電施設、セメント工場	
7 中間処理施設（単純焼却）	建設発生木材（木くず）又は建設混合廃棄物で、再生利用（熱回収を含む）を行わず、単純焼却、減容化のみ行う中間処理施設への搬出で、以下のもの		
	建設発生木材（木くず）	チップ化施設、選別施設及び燃料化施設のいずれも有しない処理施設 例：木くずの単純焼却施設	
	建設混合廃棄物	選別施設及び燃料化施設のいずれも有しない処理施設 例：建設混合廃棄物の単純焼却施設、減容化施設	
8 廃棄物最終処分場	（廃棄物処理法で規定された）内陸型・海面型最終処分場（安定型、管理型、遮蔽型）への搬出		

注：搬出先が不明または選択項目にない場合は、お問合せ下さい。

【用語集】

- ①発注機関：元請業者に工事を発注した機関等を記載してください。
- ②発注担当者：工事の主任監督員、監督員など、工事の内容を把握している監督員を記載してください。
- ③法人番号：国税庁が法律に基づき、法人に対して法人番号を指定し、対象の法人へ通知した後、商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地とともに公表している番号を指します。
※国税庁法人番号公表サイト：<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>
- ④請負会社：元請業者の会社名を記載してください。電話番号や E-mail の連絡先は、工事内容の問合せ時に連絡が取れる番号等にしてください。工事責任者は、現場代理人などを記載してください。調査票記入者は、実際に調査票を記入した方を記入してください。なお、工事内容の問合せを行うことがありますので、内容を把握された方が記入してください。
- ⑤工事名：契約書に記載された工事名を記載してください。なお、契約書に記載されている工事名に個人名などが含まれる場合は、記載する必要はありませんが、工事内容の問合せを行った際、工事が特定できるようにしてください。
- ⑥請負金額：契約書に記載された請負金額（税込）を万円単位で記載してください。
- ⑦延床面積：建築工事、解体工事にのみ記載してください。記入する延床面積は、建築基準法第十五条で報告した延床面積を記入してください。
- ⑧土質区分：建設発生土の土質区分には、第1種建設発生土、第2種建設発生土、第3種建設発生土、第4種建設発生土、及び泥土があります。土質材料の工学的分類は、表9を参照してください。また、「発生土利用基準について」（平成18年8月10日）によると、次のような適用用途となっています。

表 13 発生土適用用途標準

	第1種 建設発生土	第2種 建設発生土	第3種 建設発生土	第4種 建設発生土	泥土
工作物の埋戻し	◎	◎	○	○～△	△～×
建築物の埋戻し	◎	◎	◎	○	○～×
土木構造物の裏込め	◎	◎	○	△	△～×
道路用盛土（路床）	◎	◎	○	△	△～×
道路用盛土（路体）	◎	◎	◎	○	○～△
河川（高規格堤防）	◎	◎	◎	○	○～×
河川（一般堤防）	○	◎	◎	○	○～×
宅地造成	◎	◎	◎	○	○～×
公園・緑地造成	◎	◎	◎	○	○～△
鉄道盛土	◎	◎	○	○～△	△～×
空港盛土	◎	◎	◎	○	○～×
水面埋立	◎	◎	◎	◎	○～△

※各種の建設発生土には、各種改良土を含む

※◎：そのまま使用が可能なもの。

○：適切な土質改良を行えば使用可能なもの。

△：評価が○のものと比較して、土質改良にコスト及び時間がより必要なもの。

×：良質土との混合などを行わない限り土質改良を行っても使用が不備なもの

⑨コンクリート用再生骨材：コンクリート構造物を解体する際に発生したコンクリート塊を原料として、破碎や磨砕や選別等の処理を行って製造するコンクリート用骨材のこと。物性値により3種類H、M、Lにランク分けされています。記入ミスが多いため、記入の際、資材供給元に必ずご確認ください。

⑩現場内利用：「現場内利用」とは、例えば建設工事現場から発生した建設発生土を、建設工事現場から搬出せずに、当該建設工事現場内で埋戻材などとして利用した行為です。したがって、「現場内利用」を行った場合は、「建設資材利用実績」（表面）及び「建設副産物発生実績」（裏面）の両方に「現場内利用」の記載が必要です。

⑪指定利用等：建設発生土などが発生する場合、発注者が適正な搬出先を指定（適切な費用負担も含め）することが、適正処理につながります。指定利用等については、表11を参照ください。

⑫運搬距離：建設工事から搬出先までの実際の運搬距離を記載してください。なお、直接距離ではありません。

⑬国登録ストックヤード：資源有効利用促進法省令の改正により、令和5年5月より登録スタートした「ストックヤード運営事業者登録制度」に登録したストックヤードです。
登録の有無は、国土交通省のホームページを参照ください。

※https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00042.html

又は「国土交通省 スtockヤード運営事業者」で検索してください。